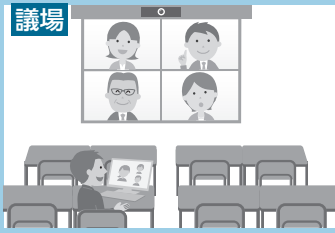


オンライン模擬本会議の順序

1 訓練開始 議長から開議宣告



2 別室から提案説明



3 別室から質疑



4 別室から答弁



5 採決はオンライン会議システムの挙手機能を使用



オンライン模擬本会議の録画はインターネット会議中継で!



意見書とは？

地方自治法第99条において、地方公共団体の公益に関わる事柄に関して、市議会の議決に基づき、議会としての意見や希望を内閣総理大臣、国会、関係行政庁に提出する文書のことです。

意見書全文はこちらから→



この法改正を実現させるべく、大津市議会は令和2年6月に「オンライン本会議の実現に必要となる地方自治法改正を求める意見書」を国へ提出しました。



大津市議会ではオンライン模擬本会議で得た知見をもとに、オンライン本会議に則した議事運営のルール化と、オンライン会議の未経験者にもその操作や議事運営上のルールが把握できるマニュアルを作成しました。



また、オンライン本会議は非常時における開催が想定されるため、ノウハウの継承とともに訓練の定例化なども検討する必要があります。このことから、新しい生活様式のもと定着しつつあるオンライン会議システムの活用方を議会でも構築し、日常的な使用によってスキル向上に努め、議会防災訓練の機会を捉えた定例的な訓練にも取り組んでいきます。

非常時の議会運営

地方自治法の改正が必要となる本会議とは異なり、委員会については現行法においてもオンラインによる会議の開催が可能と解釈されています。ただし、条例や規程の改正が必要であり、その是非について、現在、鋭意議論を進めています。

非常時におけるオンライン会議システムを活用した議会運営の実現には多くの課題がある一方、議会としての権能を發揮するためには有効な手段の一つであり、また、オンラインの活用により、一層市民に開かれた議会の実現に寄与することが考えられます。

コロナ禍での経験をもとに、非常時の議会運営について、今後も積極的に議論を進めていきます。

二元代表制の一翼を担う市議会では、市民の皆さまの負託を受けて、多様な市民ニーズの反映や迅速な意思決定の役割を果たしていくためにも、議会機能の維持を図ることは大変重要であります。非常時においても、議会審議が継続できるよう、オンライン会議を1つの手段として、市民の皆さまの声がよりよく市政に反映できる環境整備に取り組んでいきます。



八田 憲児 議長